

適正計量管理事業所制度

◎適正計量管理事業所

適正計量管理事業所は、自主的かつ適正に計量管理を行うことができる事業所として、都道府県知事(国の事業については経済産業大臣)が指定するものであり、市では、この指定申請に基づく検査を行っております。

<主な指定要件>

- 1 事業所で使用している特定計量器について、計量士が所定の方法により、定期的に検査を行うものであること。
- 2 従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者(適正計量管理主任者)が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていること。
- 3 適正計量管理主任者や従業員が、計量士から計画的に量目検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目検査及び特定計量器の検査を定期的に行っていること。
- 4 計量士の指導の下に事業所における計量管理の内容及び方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。

<主なメリット>

- 1 自主的な計量管理に対する努力が公的に保証されるので、お店の信頼度の向上につながります。
- 2 適正計量管理事業所マークを店頭に掲示することができ、PRする事ができます。



(適正計量管理事業所マーク)

- 3 都道府県や特例市が行うはかりの定期検査が免除されます。

◎市内の適正計量管理事業所(3事業所)

	事業所名	郵便番号	所在地	電話
1	(株)そごう・西武 西武所沢店	359-1123	所沢市日吉町12-1	04-2927-3121
2	生活協同組合コープみらい コープ新所沢店	359-0047	所沢市花園3-2371-9	04-2990-2781
3	日本郵便(株)	100-0013	千代田区霞ヶ関1-3-2	03-3504-4411